

将来性評価の検討状況について

1 第4期中期目標（平成30年度～令和4年度）

- 第4期中期目標において、将来性評価の本格導入について盛り込まれているところ。

（参考）第4期中期目標 第2-2-(6)（抜粋）

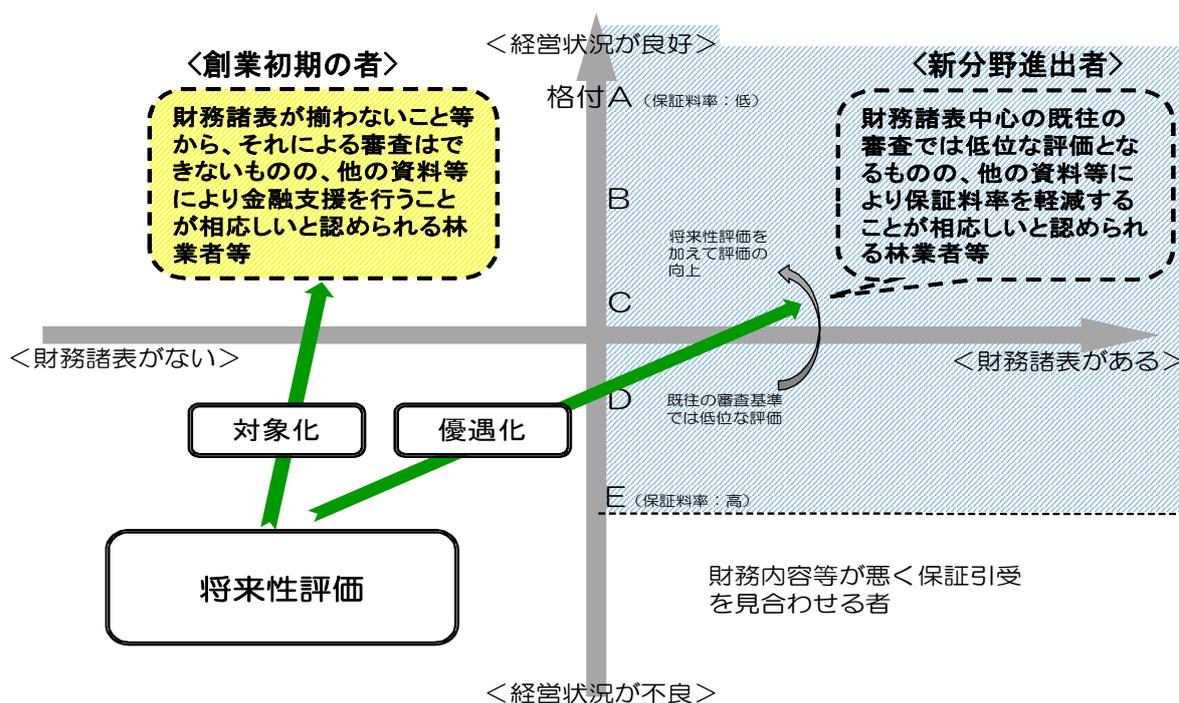
（略）林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入する（略）

2 将来性評価の導入に向けた検討

- 平成30年6月から信用基金内部で検討を進め、対象とする林業者等を2種類に整理。
- 具体的には、
 - ア 財務諸表が揃わないこと等から、それによる審査はできないものの、他の資料等により金融支援を行うことが相応しいと認められる林業者等（以下「創業初期の者」という。）
 - イ 財務諸表中心の既往の審査では低位な評価となるものの、他の資料等により保証料率を軽減することが相応しいと認められる林業者等（以下「新分野進出者」という。）

とし、イメージは下図のとおり。【H31.2 第8回運営委員会にて報告】

将来性評価の対象とする林業者等のイメージ



3 創業初期の者を対象とした検討

- 創業初期の者（上記2のア）について、
 - ① これまでの保証審査で徴求してきた決算書に代えて、今後の事業の見通しや支援体制などを記載した書類を徴求
 - ② 審査に当たっては、決算書の数字ではなく、異なる視点から審査できる（良いモノを評価できる）仕組みを導入
 - ③ 事業経験の有無、創業者適性など人物面も評価
等が適当と整理した上で、審査の方法、保証申込者の提出書類の様式等を整備し、令和2年6月に、主務省である林野庁へこれらについて意見照会を行い、試行に着手。
- 約定融資機関、林業・木材産業関係団体等へ案内するとともに、信用基金ホームページへ掲載し、令和2年7月より保証引受を開始。
- 現在、新型コロナウイルス禍であることも踏まえ、積極的な案件の掘起しや営業活動は行っていないところ。

4 今後の予定

- 将来性評価対象者のうち新分野進出者（上記2のイ）については、同様の手順を経て、今後試行を始める予定。
- 検証を重ねつつ、将来性評価に係るマニュアルを整備し、令和4年度末（第4期中期目標期間終了）までに、将来性評価を本格導入。